

第 1 3 2 回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和3年(2021年)8月6日(金)午後2時00分から午後3時44分
開催場所	八王子市役所 本庁舎 議会棟4階 第3・4会議室及びウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、加藤隆之委員、鈴木浩司委員、宮内宏委員、山本法史委員、石井修一委員、上條弘次委員、田辺勉委員、村上康二郎委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、天野高延同課相談員
出席者氏名 (説明者)	中部いずみ市民生活課課長、谷口哲也公園課課長、同課宮雅巳主査、内野茂樹市民課課長、三上真史同課主査
欠席者氏名	花形守康委員、福島良樹委員、堀麦枝委員
議 題	<p>審議事項</p> <p>ア 八王子駅南口総合事務所ほか13事務所に設置する防犯カメラについて</p> <p>イ 明神町なかよし公園に設置する防犯カメラについて</p> <p>報告事項</p> <p>ア 住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検について</p> <p>イ ワクチン優先接種のための基礎疾患名簿利用について</p> <p>ウ 令和3年改正個人情報保護法について(官民を通じた個人情報保護制度の見直し)</p> <p>エ 令和2年度(2020年度)情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>オ 答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について</p> <p>カ 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>その他</p>
公開・非公開の別	公開。ただし、(1)のア、イは非公開。

傍聴者の数	なし
配布資料	1 第132回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項の資料

【橋本会長】 それでは、ウェブ会議という形で開催することになりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

第132回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、法務文書担当部長より御挨拶をいただくということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【設楽部長】 皆様こんにちは。4月1日付で法務文書担当部長に着任いたしました設楽と申します。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の情報公開・個人情報保護の両制度に対しまして多大なる御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は、コロナ禍における緊急事態宣言下におきまして、御出席をいただきありがとうございます。

さて、個人情報につきましては、国によるデジタル社会形成の流れを受けまして、今後はさらに、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランスにおける取扱いが複雑化してくることと思います。そのような中、本日の報告案件にもありますとおり、個人情報保護法等の三法一元化などの法改正に伴いまして、本市におきましても、来年度に個人情報保護条例の全面改正を予定しているところでございます。

このような大きな転換期にありまして、私どもといたしましても、改めて気を引き締めて、情報公開の推進と個人情報の適正な保護に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましても、どうか、引き続きお力添えをいただきたく、よろしくお願いいたします。

最後に、先日、司波寛委員の御逝去の報に接しました。謹んでおくやみを申し上げますとともに、御生前に審議会において多くの御指導、御助言をいただきましたことに感謝を申し上げ、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございました。

本日は、花形委員と福島委員及び堀委員が御欠席ということでございます。山本委員は、市役所の本庁舎から参加ということでございますので、10名の委員が出席されて、定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立しております。

なお、各委員の出席場所、お配りした出席予定者の名簿のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

審議会は、原則公開となっておりますので、申請がありましたら市役所の本庁舎でありますけれども、ウェブ画面で、これを視聴するという形式で傍聴を許可したいと思いますけれども、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それから、今、部長からコメントもございましたが、7月16日でございますけれども、司波寛委員が御逝去されました。それで、ここで皆様とともに、司波委員の御冥福をお祈りいたしまして、黙とうをささげたいと思いますが、差し支えなければお願いたします。よろしくお願いたします。

それでは、黙とう。

〔黙とう〕

【橋本会長】 ありがとうございます。お直りください。

それでは、審議に入りたいと思います。次第に従って審議に入りたいと思います。

それでは、諮問事項のア、諮問第170号の審議から始めてまいりたいと思います。それでは、実施機関の入室をお願いたします。

〔諮問第170号の実施機関入室〕

審議事項「ア 八王子駅南口総合事務所ほか13事務所に設置する防犯カメラについて（諮問第170号）」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

〔諮問第171号の実施機関入室〕

【橋本会長】 続きまして、諮問第171号ですね。これに移りたいと思います。よろしくお願いたします。

審議事項「イ 明神町なかよし公園に設置する防犯カメラについて（諮問第171号）」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

それでは、以上で、本日の審議事項を終えたいと思います。

〔報告事項アの実施機関入室〕

【橋本会長】 次に、続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項が、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について、を議題といたします。

この点につきまして、事務局及び実施機関から御報告をお願いいたします。

【越智主査】 それでは、報告事項の要旨を説明させていただきます。PDF資料は、表示いただいている52ページ目を御覧ください。

報告事項ア、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検についてです。こちらはマイナンバー関係の取扱いに関するものになります。住民票などのコンビニ交付事務を実施するに当たり、この事務に限らずマイナンバーを取り扱う場合、番号法に基づき特定個人情報保護評価、つまりセキュリティが万全であるかの評価が実施機関に義務付けられております。さらに実施機関が行った評価を第三者の客観的な視点で点検することとされており、その点検主体が本審議会になります。

本日の報告の趣旨、目的は、本日、その点検を実際に行うというのではなく、手法としての分科会の御報告及び実施機関からの事務概要説明になります。

分科会については、事務局より引き続き説明いたします。

令和元年6月の審議会の際に説明を既にさせていただいている内容の繰り返しになりますが、直近で平成27年2月に、この別の事務で第三者点検といたしまして審議会全体で御審議をいただきました。

以前の第三者点検の際は、システムの関係といった大変専門的な観点による審議であったことから、資料等を読み解くことが難しいといった様々な御意見をいただいたものです。このため、会長とも事前に御相談をしておりますが、審議会の進め方として、分科会をつくりまして進める方法を提案させていただいております。

分科会で、システムの関係といった専門的な観点による審議を複数回行っていただき、審議会全体に報告をいただきます。その報告を踏まえ、最終的に審議会全体としても第三者点検を完了したいという想定です。分科会のメンバー候補については、この後、会長から御提案をいただく予定です。

本案件につきましては、実施機関が市民部市民課、また社会保障・税番号制度に係る総合的な企画・調整に関する所掌所管として、デジタル推進室が担当になりますので、この

2課の職員が同席しております。

事務の概要につきましては、実施機関である市民課から補足説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、実施機関から引き続き御説明をお願いできますでしょうか。

【三上主査】 すみません。市民課の三上と申します。よろしくお願いします。

今回の保護評価についての概要を説明したいと思います。保護評価の修正は、本年の12月より開始予定のコンビニ交付において住民票を交付する際に、マイナンバーを載せた住民票をコンビニ等で交付可能とするために行ったものです。その点を前回の評価書に追記した形となります。

追記点としましては、八王子市からコンビニ店舗へのデータの流れると、そのセキュリティ対策となります。この仕組みは、コンビニ交付を行っている自治体共通の仕組みなので、特に八王子市として特別なことを行うことではないということを申し上げておきたいと思っております。

具体的な内容につきまして、資料の2ページ目を御覧いただいてもよろしいでしょうか。特定個人情報保護評価（全項目評価）素案の主な変更内容というところであります。

1番目としまして、新たに全項目評価の対象となるコンビニ交付に係る事務の内容やシステムについて追記しております。これはコンビニ店舗にあるマルチコピー機とって、住民票とかを取れる機械になるのですが、そこからマイナンバーカードを使って発行要求をしていただいて、地方公共団体情報システム機構というところを通じて、八王子市に新たに設置します証明発行サーバーにおいてデータを作成して、それをコンビニの方の店舗に送信し返すという、その流れについて書いてあります。

2番目の特定個人情報ファイルの取扱いについての追記ですが、特定個人情報、要はマイナンバーなのですが、それを保管する証明発行サーバーの保守を委託します。その委託事項を追記しています。

3番目の証明書データ不保持及び特定個人情報の消去について追記しております。これも八王子市の証明発行サーバーでは、データ送信後、速やかにデータは消去されまして、地方公共団体情報システム機構では、データは保管しません。コンビニ店舗等で証明発行後、データは速やかに消去されるということを追記しております。

続きまして、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策につ

いて追記しております。物理的な対策としましては、サーバー等はセキュリティエリア内に設置すること。あとは、入退室管理等の対策を行うことを追記しております。

技術的な対策としては、接続する通信回線は専用回線として暗号化をします。速やかにデータの消去を行うということを追記しております。

最後になりますが、その他についての追記ですけれども、こちらは、実際にコンビニ店舗にあるマルチコピー機とか、その証明を発行する機械で、メッセージ機能とか、コンビニ店舗の従業員などの就業規則などに、個人情報の保護に関して対策を、教育することを明記しております。

以上が概要になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。

事務局から何か、追加することはございますか。

【越智主査】 事務局からはありません。

【橋本会長】 ありがとうございます。今、御説明いただきました、点検という作業を行っていくわけでありまして、審議会の全員のメンバーがそろってやるというのは、なかなかこれも物理的にも大変でありますので、委員の中から分科会を編制することにしたしまして、この分科会のメンバーに、点検を行っていただくという形で進めていきたいと考えております。

それでは、分科会の設置について、特に条例上の根拠があるわけではないのですが、これまでも、こういった形で具体的な調査が行われてきたこと、それから、実際には、審議会設置条例の6条に必要な調査を行うことができるという項目があること。それから、分科会を設置することを、特に積極的に妨げるような規定も置かれていないということから、分科会方式で、まずはこの点検の具体的な作業を行っていただくというやり方を取ってまいりたいと思います。

その具体的なメンバーにつきましては、八王子市の審議会には、法律の専門家の方がたくさんいらっしゃるということでございますので、特に、法制度面、法律面ということで言いますと、加藤委員と、村上委員が御専門でいらっしゃる。それから宮内委員も御専門でいらっしゃる。宮内委員の場合には情報セキュリティという面も御専門でもいらっしゃる。それから、副会長の水野委員も非常に技術的なところ、制度的なところに詳しいという、この4人の方。加藤委員、それから水野委員、宮内委員、そして村上委員、この4人の方に分科会のメンバーになっていただきまして、まずは御検討いただくという、こう

いう方式を取ってまいりたいと思いますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

【 委員】 私は、昨年7月に委員になりまして、この特定個人情報保護評価について、今まで一回も説明を受けていなくて今日初めてここで触れたということなのですが。これまで令和元年6月のときに一回審議されていまして、それで、これは話が専門的になってくるので、分科会をやっていきましょうというようなことが、ここで決まっていたという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【越智主査】 おっしゃるように、令和元年6月の際に、今後の保護評価に当たって、こういった方法でということ、御提案、説明の段階です。その場で了承という意味決定までには至っておりませんが、今後、こういったことがありましたら、こういう手法でやっていましょうという提案説明をさせていただいた状況です。

以上です。

【 委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

そうするとこれ、審議会の立ち位置なのですけれども、実際は分科会で細かいところを議論していきますよと。ただ、決定していくというのは審議会だということによろしいでしょうか。

【越智主査】 おっしゃるとおりです。あくまで審議会全体として最終的に分科会の報告を受けて、点検を完了したということを最終的に議論いたします。そういった構成になります。

以上です。

【 委員】 ありがとうございます。そうした場合、私も、一委員としまして、しっかり見ていきたいなと思うのですけれども、そのとき何を見ていいのかというところを少しお示しいただきたいですね。特定個人情報保護評価は、私なりに少し勉強したのですけれども、かなり専門的で難しい話です。そうなったときに、これ何が、適合性だとか妥当性だとか、何かそういうチェックポイントとか指針とかがあるようなら、それを次の審議会の前に少し勉強したいなと思うので、その辺り御提示いただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

【三上主査】 今回、追記した箇所を申し上げた方がよろしいでしょうか。

【 委員】 いや、今は結構です。分科会がやるということなので異論はありませんので。ただ、審議会の一委員として、形だけいるだけだったら何か嫌だなという。なんだ

ろう、形骸化したみたいな審議会にはしてほしくないなという感覚で述べさせていただいていますので。だから、専門的でない私みたいな委員も、しっかりチェックできるような体制を整えてほしいなという願いがありますので、御理解いただければと思います。

【橋本会長】 ありがとうございます。それはもう御指摘のとおりでありまして、専門的な知識を持っておられる方にお願いますけれども、我々、その一委員として責任を持って判断していくためには、私たちに分かるような形で、何を基準にして、どう判断していくのかという、そういうプロセスは共有しておかないといけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

そこについて、これは最後の方でお諮りしようと思っていたのですけれども、次回、審議会の日程等も含めまして、我々が一般的にきちんと議論できるような形で情報共有をお願いしていきたいと思っております。

委員、いかがでしょうか。

【委員】 はい。分かりました。よろしくお願います。ありがとうございます。

【橋本会長】 御指摘のとおりだと思います。はい。ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。進め方とかについてでも結構でございます。

それでは、4名の委員の方々には、かなりタイトなスケジュールになるかということ聞いておりますので、お忙しいところ、大変恐縮でございますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、報告事項アにつきましては、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして、報告事項のイに移らせていただきたいと思います。

【内村主任】 報告事項のイ、ワクチン優先接種のための基礎疾患名簿の利用について、御報告いたします。お手元の資料の報告事項イを御覧ください。

こちらの報告は、八王子市個人情報保護条例第12条第2項第4号に該当し、目的外利用をしたことにより、審議会に報告するものでございます。

国では、新型コロナウイルスのワクチンについて、重症化リスクの大きさ等を踏まえて高齢者の次に基礎疾患を有する者への接種も順次できるようになりました。それに伴いまして、新型コロナウイルスワクチン接種の担当所管課であります健康政策課では、他課が保有する基礎疾患を有する者の情報を活用して、接種クーポンを発出いたしました。

また、本人への通知については、接種クーポン発送時に目的外利用をした旨を明記する

ことで対応いたしました。

事務局からの報告は、以上となります。

【橋本会長】 ありがとうございます。ここにございますように、今回のワクチン優先接種に当たる基礎疾患名簿の利用についてということで、目的外利用を行いました。条例第12条第2項第4号「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があり、かつ、やむを得ないと認められるとき」に該当するという判断であるということでございます。

そこでいう「緊急」とは、ここにございますように、「災害その他これに類する事象による人の生命、身体又は財産への危難を避けるため、又は除去するため、目的外利用等を行うことが必要な場合をいう」ということでありますので、これに該当しているという判断であるということでございます。

これについてはいかがでしょうか。厚労省も、こういうような通知を出しているということでございますので、特に問題ないと思いますが、いかがでございましょう。何か御質問等、ありましたら。

【委員】 よろしいでしょうか。

【橋本会長】 どうぞ。よろしく申し上げます。

【委員】 これは、条例の第12条第2項第4号に該当するというので、これに該当しますという判断をしたというのは、どなたになるのでしょうか。実施機関というのは市長になるのか、所管部長とかになるのかというのがまず1点と、あと、それで今回のポイントというのが何なのかなというところの整理なんですけど、これは、基礎疾患だということを知られたくない人とか、知られたら困る人がいて、何かしらの不利益を受ける場合のリスクよりも、基礎疾患者がコロナに罹患した際の体への危険の方が大きいと判断したという、そういう理解でよろしいのか、確認です。

以上です。

【橋本会長】 実際に条例第12条第2項第4号の判断は誰が行ったのかというところですかね。そういうときの判断の具体的な判断基準みたいなものはどのようなものだったかという御質問だというふうに思いますけど。これはお答えできる方はいらっしゃいますか。

【越智主査】 本日、実施機関の出席はございませんが、この判断に当たっては実施機関から事務局、所掌する公文書管理課として、事前に調整は入っているものになります。

意思決定、その主体として、新型コロナウイルス対策本部会議というものが、本市はコロナ対応の責任主体として存在しております。これは、本市に限らず法定の組織になります。このコロナ禍におきまして、法令に基づき各自治体でこうした本部会議を設置するよう定められていましたので、そこでの対応という形になります。

2点目の件のメリットだけではなく、そういったことを知られたくない人もいるはずというこの意味では、実施機関でも、その点は配慮、考慮をしております。実務上では、障害関係、障害を有する方については、申請があった場合のみ送付をする形を取ったということの報告を受けております。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。 委員、いかがでしょうか。

【 委員】 はい。ありがとうございます。私、個人的には、これは妥当な判断だと思っていますので。ただ、しっかりその根拠というか、聞かれた場合に、何でこれが緊急なのかと言えるようにしておいた方がいいかなと思ってお聞きしました。

最近ですと、皆さん御存じのように、熱海市で、土石流とかで甚大な災害があった際、熱海市は、住民基本台帳の名簿を公表したではないですか。まさにああいう点ですよ。実際に守られるべき個人情報との比較衡量の上でどうしたのかというところが、今後求められてくるのかなと思ってお聞きしました。

あと、実施機関が判断したときというのは、これはやっぱり市長という位置付けなのでしょう。条例上の作りで言うと。実施機関で見ると、市長というのが出ていますので、つまり実施機関の判断で、こういう判断がされたという理解をしてよろしいのかどうかだけ、最後1点、お聞かせください。

以上です。

【橋本会長】 どうぞ。

【越智主査】 はい。おっしゃるとおり、市長による判断という形になります。加えまして、先ほど緊急という点について、この「緊急」という言葉が独り歩きしないで、主観的に全て「緊急」にならないようにという点は、事務局、公文書管理課としても対応しております。

以上になります。

【 委員】 ありがとうございます。

【橋本会長】 ありがとうございます。まあ、実施機関という形でいきますと、意思を

外部に発信するのは市長でありますけども、具体的にはその補助機関である、ここでは、健康部健康政策課を中心として意思決定が行われたということですよね。「緊急」という言葉があまり独り歩きしないような形で、きちんと説明ができるようにということについても、おっしゃるとおりかなと思います。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こういう形で目的外利用が行われましたという御報告をいただきました。ありがとうございます。

それでは、報告事項のウについて、進めていきたいと思います。報告事項ウは、令和3年改正個人情報保護法についてということでございます。これは冒頭で部長からも若干、言及がございましたけれども、令和3年に個人情報保護法が改正されたということについてでございます。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【越智主査】 資料は、表示いただいている59ページ目を御覧ください。令和3年改正個人情報保護法についてになります。

こちらは、報道等各種情報は出ておりますが、令和3年個人情報保護法が改正となりました。こちらについて、まだ市としても随時国から情報が来ている途中の段階ではありますので、あくまでも最初の1文目に記載しております、令和3年7月に実施された国の個人情報保護委員会からの説明資料の情報時点で、報告させていただきます。特に本審議会に関連する部分に焦点を当てて、説明をさせていただきます。

まず1番として、今回の改正法の概要を説明させていただきます。

(1)として、この改正法の目的として、国の説明では、個人情報保護とデータ流通、このバランスを取り、両立、強化していくという説明が出ております。これは、国と地方、それから地方間、自治体間、また公的部門、民間部門、それぞれの間の現行法制の不均衡、ルールの不一致ですね。こういった部分を是正していきたい、そういった趣旨で改正がされたという説明がありました。今後、国の個人情報保護委員会が、個人情報に関する所管を一元化して、集中的に所管していくという方向性になります。

(2)の改正法の骨子です。こちらが、現状、従来のところに記載しておりますそれぞれの行政機関、各種法人等で、それぞれに規定する法が存在します。また、自治体レベルで見ても、例えば八王子市、日野市それぞれが各条例を持っている、そういった現状になります。そういった現状を、改正後として個人情報保護法に一本化して、規定、規律を作っていくという趣旨になります。

こちらは、八王子市に限らず、地方公共団体にもこの法が直接適用されることとなりますので、現在、既存の条例を持っている地方公共団体は、改廃の検討をする必要があるという状況になります。

この時期については、公布から2年以内ということでは定まっていますので、こちらが本年5月に公布されましたので、そこから2年以内に条例の改廃を行う必要があるという状況になります。

2番として、個別の規律、その施行に向けて、八王子に限らず地方公共団体は、必要な対応を取っていく必要があります。大まかに4点挙げていますが、そもそも「個人情報とは」の定義の部分、そして、それをどう扱うかという取扱いの部分。

また、(3)として、個人情報ファイルとして、こういった個人情報、データをどういう形で持っているかを整理する個人情報ファイルを作成することが義務づけられ、最後、(4)として、実際に自治体側が持っている個人情報の主体者が、開示、訂正、利用停止等権利を行使する場合の手続関係についても統一されますという動きがあります。

3番として、今後の国の個人情報保護委員会と地方公共団体との関係になりますが、この国の委員会が行政機関等の監視を行うという説明になります。

監視というだけではなく、地方公共団体の求めに応じて、必要な情報の提供や、技術的助言を行う、そういった主体の団体になるという説明がありました。

最後、4番として、保護法改正、条例統一に関係して、論点が各種示されておりましたが、特に本日は審議会に直接大きく関係するものとして抽出しております。

審議会への諮問についてです。改正後の個人情報保護法においては、現在、各種諮問させていただいている個人情報の適正な取扱いを確保するための意見を聴くものについて、国の説明では、特に必要である場合に限って、審議会等に諮問することができるとしています。

ここで、では特に必要である場合とは何か、何ならオーケーで、何が駄目、そういった基準、規定については、今後、国が規程やガイドラインで随時示していくという方向性が、7月時点では説明がありました。この点は、地方公共団体としても、また審議会に諮問させていただいて、御意見を聴いている立場として、非常に重要なことだと思っております。この点については、随時、市から改正法の確認や情報の収集に努めていきたいと考えております。

現段階の情報での説明は、以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。一定の自治体ですと、もう大体、個人情報保護条例を作って20年ぐらいがたっておりまして、一つ大きな転換点を迎えようとしているということでございます。

中身については、どういう作り方になるのか、論点をどのように改正するのか、あるいは廃止するのかといった点についてはこれからということでございますけれども、この審議会には、もうこの分野の専門家の方がいらっしゃいますので、これについては御教示をお願いすることができるかなと思っております。いかがでしょうか。

かなりドラスチックな制度改革になるかなということですが、どうでしょう。

委員よろしくをお願いします。

【委員】 特に補足することはないのですが、特に必要と認める場合だけ審議会にかけるといった話なので、特に必要と認めるというのはどういう場合なのかというのが、恐らくは何か国がガイドライン等で、今後、示してくれるのではないのかなとは思いますが、あくまで予測ですけれども。そうしないと、どういう場合に審議会を開いていいのかというのが、判断が難しいと思っております。

なので、今の時点では、あまりその予測は難しいのですが、非常に大ざっぱなイメージとしては、恐らく今までに比べると、この審議会にかけられる案件が減るのかなと。非常に大ざっぱな見方をするとですね。そういう可能性はあるかなというふうには思います。現時点では、あまりにも情報が少な過ぎるというか、決まっていなことが多過ぎるので、よく分からないというか、そういう大ざっぱな方向性ぐらいしか分からないという感じだと思います。

【橋本会長】 ありがとうございます。

加藤委員、宮内委員、こちら辺はどうでしょうか。特に、今日、コメントをいただくようなことがありましたら。

【委員】 特にコメントがあるのではなくて、たしかこれ、2年以内と言っていますけど、現実には、再来年の4月1日からというようなことを聞いています。再来年の4月1日。今年の5月に成立して2年以内なので、さらに4月1日からでないといろいろ不都合だろうかと思います。4月1日になるというように、一応聞いています。

国の行政機関の方の統一は、来年の4月1日に、地方公共団体は再来年の4月1日になるというように聞いているというのが1点です。今、一応、新しい情報がないかどうか確認しましたが、まだ出てきていないので、委員がおっしゃったように、今後のいろ

いろなドキュメントを見ていくしかないかなと思っています。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、また適宜情報提供をお願いします。加藤委員、よろしいでしょうか。

【加藤委員】 私もそんなにないのですが、私個人は、二重行政の典型だったので、この法改正、本当に妥当と思っています。私、杉並区の審議会に出ていると、特に議員の方は、杉並区は独自にやってきたから、絶対にこんな法改正は許されないみたいにおっしゃっているというのを耳にしました。

私は、この法改正がある前に、個人情報保護委員会で、一応、10人くらいの法律の専門家の意見を聴いているのですね。私も幸い、そのときに呼んでいただいて、そのときは、多くの先生が賛成していたと記憶しています。全国で審議会を大体持っていますので、ものすごい時間とお金を費やしているのですよね。同じようなことをやっているわけです。

今、私、全国でと言っていたのですが、恐らく小さな地方公共団体などは、事実上、審議会は設けられていません。地域の独自性といっても、正直、個人情報保護という意味で、地域の独自性って一体何なのだろうという疑問があります、実際には青少年保護の育成条例と一緒に、あまり独自性ってないと思うのです。95%の事項は、国の方で一元化できると思いますし、その方が地方の負担が大分減ると思うのですよね。

ただ、実は、今、お二人の委員の方がおっしゃったように、これは保護法上は、骨抜きにもできるのですよ。ですので、私はむしろ、今後のガイドラインで国がしっかり締めていかないと、逆に本当に骨抜きにもできるようになっているなという印象は少し持っていますね。

以上です。すみません、感想で申し訳ないですが。

【橋本会長】 ありがとうございました。

これから具体的なその条例改正等々についての作業が進んでいくと思うので、この審議会の関わり方について、まだ不明な点はございますけども、また事務局においては、適宜、情報提供していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【越智主査】 はい。よろしくお願いします。

【橋本会長】 それでは、報告事項、次に移りたいと存じます。報告事項工ですね。令和2年度(2020年度)情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についての報告事項でございます。事務局からよろしくお願いします。

【内村主任】 事務局の内村です。

報告事項工について、報告させていただきます。八王子市情報公開条例第28条及び八王子市個人情報保護条例第53条の規定に基づいて、報告するものでございます。

それでは、資料の60ページ、報告資料工を御覧ください。こちらは、令和2年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の実施及び運用の状況です。

表の1ですが、令和2年度の公文書の公開請求の件数の合計が221件で、請求対象の公文書数の合計が1,126件でした。請求に対する決定の内訳は、表のとおりでございます。

続きまして、表の2ですが、令和2年度の個人情報の開示請求の件数の合計が147件で、請求対象の公文書数の合計が214件でした。決定の内訳については、表のとおりでございます。

次に、表の3の個人情報を取り扱う事務の令和2年度の件数は、合計で1,504件となりました。

以上が、利用制度の実施及び運用の状況でございます。これらの過去の運用状況が、報告事項工の、資料でいいますと61ページと62ページにございます。平成30年度からの過去3年間の状況でございます。各表の左下に請求件数の合計を記載しております。

まず、情報公開制度の運用状況ですが、令和元年度は微増傾向にありましたが、令和2年度では、平成30年度とほぼ同じ件数となりました。

もう一枚、資料をおめくりください。こちらは、個人情報保護制度の運用状況についてですが、過去3年間の年度別請求件数は、増加傾向にあります。なお、この運用状況は、市が発行する広報紙「広報はちおうじ」の7月15日号に掲載をし、広く市民の方にお知らせをしております。

事務局からの報告は以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。何か特にこれについて御質問ございますか。

【 委員】 1点だけ、簡単な質問なのですが。

【橋本会長】 はい。よろしくをお願いします。

【 委員】 存否応答拒否ってありますよね。それがあかないかさえも答えないというような場合があると思うのですが、そもそも、これ、どこに入るのですか。非公開だとは思いますが。

【橋本会長】 存否応答拒否。どこでしょうか。

【内村主任】 はい。事務局からです。

不存在の内訳の中に、存否応答拒否が入っております。

【橋本会長】 なるほど。

【 委員】 本来は、存否応答拒否が、不存在の中に含まれるとある程度言わないと駄目だったのですが、今回は、そういうのも含めて全部入っているということですね。

【橋本会長】 正確を期すためには、ここにいう不存在には、存否応答拒否が含まれるというのは、何か注記しておいていただいた方がいいのかもしれませんがね。今後の課題ということで。

【 委員】 もちろん、これで全然結構ですので、それらが全部分かるようになっていると、よりいいなと思うのですが。よろしくお願いします。

【橋本会長】 ありがとうございました。

【 委員】 ごめんなさい。今、 委員がおっしゃった点で、恐らく以前は、ちゃんと書いていたと思うのですよ。私、それで指摘した記憶があるのですよね。

【橋本会長】 なるほど。

【 委員】 存否応答拒否は、すごく重要ですよ。大ざっぱな基準しか定められていなくて、そういうあるかないかすら答えないということだから、実際の、何というのですか、その要件に当てはまっているのかどうかという検証が難しいのですよ、すごく。でも、それを適当にやられてしまう可能性もあるから、ものすごく重要でみたいな形で指摘した記憶はあるのですよね。だから、以前は一応、数は一応載せていたと思うのですけれど。私も、そこまであった方がいいと思うのですね。不存在と存否応答拒否は全然違うので、文書がないと言っているのと、それについて回答しませんということは全く別なので、そこに含めるというのは、少し不適切かなという気がするのですけれど、いかがですかね。

【越智主査】 御指摘ありがとうございます。その不存在、存否応答拒否をこの表の中でどこに書くかという部分について、過去の記載の情報なども確認させていただきます。

加えまして、存否応答拒否については、従来、その案件があるごとに、その1件1件ベースで審議会に報告をしております。これは前回審議会、オンラインでの実施の際に、説明させていただいたのですが、濃厚なといいますか、完全な個人情報を扱う報告になりますので、このオンライン開始、導入時期ということで、この報告については、対面の際に

延期をさせていただいて、改めて報告しますということにさせていただいております。

ただ、今後、この手法が、オンラインがもし定着していく場合に、そういった個人情報に関する報告を、セキュリティを確保しながら報告する手法も必要になりますので、その点、今、事務局としても、検討を進めている状況になります。

以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

確かにそうですね。条例上は、存否応答拒否の判断は審議会に御報告をいただくということになっておりますので、そこで我々としては一定の、審査に及ぶということになっておりましたけれども。今後の課題ということで、こういった形でやる場合の、セキュリティの確保と審議方法ということも併せて考えていただければありがたいなと。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。この運用状況の御説明については、こういった形で御報告を承ったということで進めさせていただきたいと思ひます。

引き続きまして、次は、履行状況の報告に移らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【内村主任】 報告事項のオ、答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について、報告をいたします。実施機関の行う個人情報の外部提供、もしくはオンライン結合などの諮問につきまして、本審議会にて御審議をいただいておりますが、これらの答申におきましては、本審議会から実施機関に対して条件が付記されたものがございます。例えば外部提供、オンライン結合をする際、実施機関だけではなく提供先に対しましても、個人情報の適正管理、機密保持及び不要となった個人情報の廃棄など、個人情報の適正な取扱いについての条件が付記されております。

これらの答申の中には、提供先に対して履行状況を適時報告させ、市の確認を受ける必要があるとされた付記条件がございます。事務局では、毎年、該当の実施機関に対しまして照会を行い、結果について本審議会へ報告をしております。

それでは、資料の63ページ、報告資料を御覧ください。付記条件に対する各実施機関の履行状況を把握し、事務局で取りまとめたものでございます。これまでの答申で条件が付記されたものは、既に終了した事業を除きまして、計17件ございます。令和2年度の履行状況につきましては、全ての案件におきまして、各実施機関が提供先に対しまして適正な取扱いについて、履行状況の確認を行い、適正な履行状況であった旨の報告を受けて

おります。

また、実施機関は、この履行状況につきまして、提供先から報告書を受領しております。履行状況に問題がないため、報告は以上となります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。履行状況報告を御覧いただきまして、いかがでしょうか。何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

随分とありますけれども、よろしいでしょうかね。

それでは、この案件につきましても、御報告を承ったということにしておきたいと思えます。ありがとうございます。

引き続きまして、個人情報を取り扱う事務の届出についてでよろしいのですかね。では、よろしく願いいたします。

【内村主任】 報告事項の力、個人情報を取り扱う事務の届出について報告をいたします。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止をする際には、市長に対する届出義務を規定しております。本件は、同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会に報告するものです。

では、資料の68ページを御覧ください。前回の審議会以降、実施機関からの開始の届出が14件、変更の届出が11件、廃止の届出が1件ございました。各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとなります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、報告事項については終了したいと思います。

その他について、事務局から何かございますか。

【越智主査】 はい。2点ございます。まず1点目、次回の審議会の日程については、先ほどお話をさせていただいた保護評価の分科会の審議を経てという部分になりますので、この場で次回の日程を決定ということではなく、追って調整という形にさせていただければと思います。

2点目として、配付資料、データの削除依頼になります。今回、審議の中で非公開情報、

具体的には防犯カメラの画角ですね。こちらがセキュリティ上、非公開情報になりますので、データの削除の対応をお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。

次回の日程については、毎回、この審議会の一番後のところでお諮りしておりましたけれども、先ほどのこの点検、分科会をお願いしておりますその作業の進捗状況にもよるといってございますので、今回については、改めて個別に日程をまたお伺いしようということになってございます。

秋に実施というように、一応、承っております。9月の中旬以降にどこかで、というような、そういう打診を受けておりますので、そういった形で、また委員の方には個別に日程調整をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございますが、何か、これ以外のところについてございますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回、ウェブでの審議会で、不手際がございまして、大変申し訳なく思っておりました。少し改良するような形で今回、進めさせていただきました。しばらくこういう状況が続くのかなというように思いますので、次回の審議会もウェブでの開催ということになるかと思えます。そのような形も含めまして、御了承いただければと思っています。

それでは、本日の第132回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会は、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。